

R6アルバイト規程

1 アルバイトの条件について

- ①保護者の同意がある者
 - ②学習状況、学校生活(含:出席)状況が良好な者
- ※経済的な理由の有無は問わない

2 手続きについて

- ①「アルバイト申請書」の提出
⇒「アルバイト(先)許可願」の提出
⇒「アルバイト許可証」の発行
- ②許可されたアルバイト中は、アルバイト許可証と生徒証を常に携帯すること

3 許可される職場について

- ①高校生として健全な職場
- ②学校生活(授業・検定・学校行事・部活動)を優先できる職場

4 許可されないアルバイトの職場について

- ①安全・衛生・福祉上、学校が望ましくないと判断した職場
 - ②酒類を主に提供する職場(居酒屋等)
 - ③未成年立入禁止の職場
- ※22時以降は、労働基準法で禁じられています。

5 アルバイトの取り消しについて

- ①成績不振が続く場合
- ②学校生活において、出席状況、及び生活状況が良好でなくなった場合

6 その他

第1学年の7月末までアルバイトは許可しない

※なぜなら、学校生活になれることを優先させたいからである。

しかし、7月末を待たずにアルバイトが必要な理由がある者は、学級担任へ申し出ること

※本規程は、年度毎に変更・更新できるようにタイトルを「R6」と記入しています。

※本規程は18歳成人となっても有効である。